第十四条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第五号。次項において「平成二十九年改正規則」という。）附則第二条第三項及び第四項並びに第三条を削る。

２　平成二十九年改正規則附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされていた発電用原子炉施設に係る附則第十一条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「新研開炉規則第百十一条第一項第十二号及び第二項第九号」とあるのは、「新研開炉規則第百十一条第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号」とする。

第十五条　試験研究用等原子炉施設等に対する妨害破壊行為等への対策の強化等のための試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（平成三十一年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表中「第二条の十一の十第二項第一号」を「第二条の十一の十三第二項第一号」に改める。

附則第三条第一項の表中「第二条の十一の十第二項第十七号ホ」を「第二条の十一の十三第二項第十七号ホ」に改め、同条第二項の表中「第二条の十一の十第二項第十八号」を「第二条の十一の十三第二項第十八号」に改める。

附則第四条の表中「第二条の十一の十第二項第二十三号」を「第二条の十一の十三第二項第二十三号」に改める。

（定義）

第十六条　この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　旧法　原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二　新法　原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三　旧試験炉規則　この規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則をいう。

四　新試験炉規則　この規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則をいう。

五　旧核燃料物質使用規則　この規則による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。

六　新核燃料物質使用規則　この規則による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。

七　旧加工規則　この規則による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則をいう。

八　新加工規則　この規則による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則をいう。

九　旧再処理規則　この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。

十　新再処理規則　この規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。

十一　新外廃棄規則　この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則をいう。

十二　旧外運搬規則　この規則による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則をいう。

十三　新外運搬規則　この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則をいう。

十四　旧二種埋設規則　この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則をいう。

十五　新二種埋設規則　この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則をいう。

十六　旧廃棄物管理規則　この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。

十七　新廃棄物管理規則　この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。

十八　旧研開炉規則　この規則による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

十九　新研開炉規則　この規則による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

二十　新貯蔵規則　この規則による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則をいう。

二十一　施行日　この規則の施行の日をいう。

別表第一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） **第一条の二**　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～七　略］ 八　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。	（定義） **第一条の二**　［同上］ ２　［同上］ ［一～七　同上］ ［号を加える。］